

平成29年度  
税制改正要望

平成28年10月20日

公益社団法人 隊友会

## 「予備自衛官等招集準備金」制度の創設に関する要望

公益社団法人 隊友会

予備自衛官制度は、有事等における自衛官所要数を急速かつ計画的に確保することを狙いとして、昭和29年の自衛隊発足と同時に導入され、その後即応予備自衛官及び予備自衛官補の各制度が導入されております。

本年4月の熊本地震に際しましては、東日本大震災に続き即応予備自衛官が招集され、人員数を補うという量的な面にとどまらず、資格・技能及び土地勘といった質的な面でも大活躍をしました。また、即応予備自衛官の活躍は、自衛隊の部隊運用におきましても寄与したところです。

しかしながら、予備自衛官等は、平素はそれぞれの職業等についているため、予備自衛官等が就労先である法人の理解を得て訓練や災害派遣等に参加するためには、予備自衛官等を雇用する法人側の理解と協力が不可欠であります。法人側の理解と協力なくしては予備自衛官等制度は機能せず、我が国の平和と独立、国民の生命・財産を守ることができないと言っても過言ではありません。

公益社団法人隊友会は、予備自衛官等制度を円滑に運用し、予備自衛官等制度の充実を図る観点から、「予備自衛官等招集準備金」制度の創設に関し、特段の配慮が講じられるよう強く要望します。

## 「予備自衛官等招集準備金」制度の創設

### 【制度の概要】

- 予備自衛官等を雇用する法人が、従業員である予備自衛官等が招集される際の費用・損失に関し、防衛省・自衛隊から通知される人数により見積もった金額について、租税特別措置法上の準備金として積み立てることを可能とし、その積立額を損金算入できる準備金制度を創設。

### 【要望理由】

- 予備自衛官等は、年間定められた訓練、災害招集等の任務を負っており、予備自衛官等を雇用する法人にとっては、業務への支障が懸念されるところである。そのため、予備自衛官等を雇用する法人が、中長期的な見通しを立てながら、従業員である予備自衛官等が招集されるコストとリスクに的確に対応することが、今後一層重要になることから、それら法人による予備自衛官等制度を通じた国への協力を持続的に確保するため、国からも適切な協力・支援を行う必要がある。

### 【適用期間】

- 平成29年4月1日～平成40年3月31日（11年間）

### 【据置期間】

- 準備金を最初に積み立てた事業年度から平成35年3月31日を含む事業年度までの間を据置期間とし、この間は、予備自衛官等である従業員が招集される際の費用・損失が発生したとしても、原則として準備金は取り崩さなくてよいものとする。

### 【積立額】

- 本制度を適用する法人は、防衛省・自衛隊から雇用主宛てに毎年発せられる通知文書の掲載内容（当該雇用主が雇用する予備自衛官等の人数、計算式等）を根拠として、積立限度額を計算し、当該積立限度額の範囲内の金額を積み立てることができる。
- 据置期間経過後において、準備金総額の限度額を設けた後も、即応予備自衛官雇用企業給付金の給付額がある場合は、準備金総額の限度額にかかわらず、給付額の全額を積み立てることができる。